

論点の全体像(案)

I 短時間労働者・有期契約労働者関係

- 1 労働者が司法判断を求める際の根拠となる規定の整備関係
 - ・ 有期契約労働者の均等待遇規定
 - ・ 均衡待遇規定の明確化
 - ・ ガイドラインの根拠規定の整備 など
- 2 労働者に対する待遇に関する説明の義務化
 - ・ 有期契約労働者に対する説明義務
 - ・ 比較対象労働者との待遇差の理由等についての説明義務 など
- 3 行政による裁判外紛争解決手続の整備等
 - ・ 行政による裁判外紛争解決手続の対象
 - ・ 報告徴収・助言・指導・勧告・公表の対象 など
- 4 その他

II 派遣労働者関係

- 1 労働者が司法判断を求める際の根拠となる規定の整備関係
 - (1)派遣先の労働者との均等・均衡による場合
 - ・ 均等待遇規定及び均衡待遇規定並びにガイドラインの根拠規定の整備
 - ・ 派遣先から派遣元事業主への派遣先労働者の待遇に関する情報の提供
 - ・ 派遣料金への配慮
 - ・ その他派遣先の措置 など
 - (2)労使協定による一定水準を満たす待遇決定による場合
 - ・ 労使協定の締結主体
 - ・ 労使協定の要件 など

2 労働者に対する待遇に関する説明の義務化

- ・ 派遣労働者に対する説明義務
- ・ 比較対象労働者との待遇差の理由等についての説明義務 など

3 行政による裁判外紛争解決手続の整備等

- ・ 行政による裁判外紛争解決手続の対象
- ・ 報告徴収・助言・指導・勧告・公表の対象 など

4 その他